

官民協働による「西宮市民べんり帳」共同発行业務仕様書

共同発行する「西宮市民べんり帳 2020」の仕様書については、次のとおりとします。

1. 印刷物の規格、内容等

- (1) 名 称 西宮市民べんり帳 2020
- (2) 発行部数 冊子：268,000 部
地図：60,000 部
- (3) 刷り色 4色
- (4) 規 格 判型 A4 版 192 ページ程度を想定（民間広告概ね 45%程度まで）
フォント、色彩についてはユニバーサルデザインを採用
- (5) 製 本 無線綴じ
- (6) 掲載内容
 - ① 行政情報（原稿は西宮市より提出）
 - ② 西宮市内全図（掲載内容は現行の本市の市内全図に同じ）
 - ③ その他（共同発行业務者編集の地域情報、広告など）
- (7) 編集等の条件
 - ① 企画、編集、印刷及び製本に係る一切の業務は、共同発行业務者が行う。その際、企画・編集等については、市と十分協議し、市の承認を得なければならない。
 - ② 市は、電子データ及び手書き原稿等で行政情報や画像の提供を行う。
 - ③ 地域情報は、西宮市域と市が承認する範囲の地域の情報とし、その内容の範囲は、次の④に規定する広告の内容の範囲に準ずるものとする。
 - ④ 掲載できる広告の内容の範囲については、「西宮市暴力団の排除の推進に関する条例」、
「西宮市広告掲載要綱」及び、「西宮市広告掲載基準」を遵守する。
- (8) 配布・納品
 - ① 発行した西宮市民べんり帳 2020（以下、「べんり帳」という）を市内の全世帯及び、事業所に配布することにより納入にかえるものとし、残部及び西宮市内全図については市が指定する場所に納入するものとする。
 - ② 配布の期間は、発行後約 1 ヶ月以内とし、配布の時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。
 - ③ 配布時については、次の事を配慮し、実践することとする。
 - ア 行政の発行物を配布するという意識をもち、市民に接する場合は、常に親切、丁寧な対応に努めること。
 - イ 配布計画は事前に立て、配布記録（日報）により数量の管理を行うこと。
 - ウ 配布は、市の指定施設と最新版の住宅地図に掲載されている全世帯及び全事業所等と、同住宅地図に掲載されていないが、新しく転入したと思われる世帯もしくは、新しく営業開始した事業所等にも実施（ポストに投函）するものとする。但し、ポストに郵便物がたまっているなど、明らかに居住していないと判断される場合は配布しないこととする。

エ ポストが見当たらない場合は、居住の有無を確認し、場合によっては直接手渡しを実施する。

オ 集合住宅、寮などで管理人がいる場合は、事前に配布について伝え了承を得る。

カ 受取りを拒否される場合には配布しないこととする。

キ 雨天の場合は、ビニール袋に入れて配布し、濡れることの無いようにする。また、濡れてしまった場合は、その冊子は配布しない。

ク 配布先にて住民から問合せを受けた場合は、丁寧に対応する。

ケ 万一、配布に支障が生じた場合は、直ちに誠意ある善後策を講じること。また、その内容（事象概要、原因、対応、結果など）については、記録すること。

コ ベンリ帳配布時の、市民からの問合せ先として、専用ダイヤルを設けること。

- ④ ベンリ帳の納品時に、その全ページ分（表紙および裏表紙その他無ページのものも含む。）及び西宮市内全図を PDF ファイルなどに変換した電子ファイルを記録した電子記録媒体を添付する。

2. 広告

共同発行业者の広告掲載については、市も内容の確認を行う。また、その内容がベンリ帳に適さないものであると市が判断した場合は、全体または一部を市と協議のうえ変更する。広告はすべて共同発行业者による取り扱いとし、その収入は共同発行业者に属する。

また、広告等の販売時において、広告依頼者から誓約書（様式1）の提出を受けること。

※誓約書の提出の無い場合は、広告を掲載することはできない。

3. 発行時期 令和2年(2020年)9月（予定）

4. 費用負担

ベンリ帳の編集、発行および配布に係る費用は、共同発行业者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しない。

5. 著作権

行政情報に関する著作権は、西宮市に帰属する。

6. その他

① 常に市と緊密な連絡体制をとること。

② 市は、共同発行业者が決定した場合は、その事実を市ホームページ等で広報する。

※但し、市は掲載広告の営業につながる直接的な活動は、行わないものとする。

③ 本事業実施に伴い入手する個人情報や市内部情報の取扱については、「西宮市個人情報保護条例」を遵守し、その保護管理体制を確立し、万が一にも情報の漏洩等の事故がないように努めること。また、本事業が完了した後も同様とする。

④ 本仕様書に明示のない事項は、市の指示もしくは協議のうえ決定する。

以上